

第2回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成27年3月2日提出

件数 51件

【内訳】議案 50件 (条例関係14件、予算関係29件、その他7件)
報告 1件

議案の要旨

条例関係

議案第14号 南相馬市行政手続条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

行政手続法の一部改正を踏まえ、同法で新たに規定された処分等の求めの手続等を規定するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 概要

行政手続法改正では、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求めることができる「処分等の求め」の手続や、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる「行政指導の中止等の求め」の手続が新設されたことを踏まえ、法改正と同じ内容を条例に盛り込むため改正するもの。

2 改正内容

行政指導の根拠等の明示（第33条関係）

行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないことを定めるもの。

行政指導の中止等の求め（第34条の2関係）

法律又は条例に基づく行政指導を受けた者が、行政指導が法律又は条例の要件に適合しないと思う場合に、行政に再考を求める申出を定めるもの。

処分等の求め（第34条の3関係）

市民が、法令違反をしている事実を発見した場合に、行政に対し適正な権限行使を促すための手続を定めるもの。

3 施行日 平成27年4月1日

4 南相馬市税条例の一部改正

南相馬市行政手続条例の一部改正により、条項移動が生じることから当該条例の条項を引用している南相馬市税条例第6条の2を改正するもの。

議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、南相馬方部障がい程度判定審査会の名称を変更するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正において、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害程度区分」が「障害支援区分」に変更されたことを受け改正をするもの。

2 改正内容（別表関係）

【改正前】

南相馬方部障がい程度判定審査会

【改正後】

南相馬方部障がい支援区分判定審査会

3 施行日 平成27年4月1日

議案第16号 南相馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

平成26年福島県人事委員会勧告に準じて、一般職員等の給与等について総合的見直しを行うため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 月例給の改正（第3条関係及び附則第8項関係）

（1）給料表（第3条関係）

世代間の給与配分を見直し、及び民間給与との均衡を重視した改定を行うもの。

行政職給料表（一）について、平均改定率0.48%の引き下げ（高齢層は引き下げ、若年層は引き上げ）。

医療職給料表（二）及び（三）、特定任期付職員給料表、技能労務職給料表について、行政職給料表との均衡を基本に改定（医療職給料表（一）は医師確保の観点から引き下げをしない。）。

再任用職員についても引き下げを行う。

55歳を超える管理職給料等の0.9%減額措置を平成32年3月31日で廃止。

(2) 経過措置(附則第8項関係)

給料表改定による激変緩和を措置するため、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの間、差額支給(現給保障)を行うもの。

2 地域手当(第11条の2関係)

地域手当の支給割合の上限を引き上げるもの。

【改正前】	【改正後】
100分の18	100分の20

(平成27年度においては、東京都の区域に勤務する職員への支給割合を100分の16から100分の18に引き上げ。)

3 単身赴任手当(第12条の2関係)

民間の支給実態等を考慮し、基礎額及び加算額を段階的に引き上げるもの。

(1) 基礎額

23,000円から30,000円に引き上げ

(平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間は26,000円)

(2) 加算額

現行の交通距離の区分を2区分増設し、上限額45,000円を58,000円に引き上げる。(今後段階的に最大70,000円まで引き上げ予定。)

交通距離	改定後	改正前
100 扣メートル以上 300 扣メートル未満	改定なし	6,000 円
300 扣メートル以上 500 扣メートル未満	13,000 円	12,000 円
500 扣メートル以上 700 扣メートル未満	20,000 円	18,000 円
700 扣メートル以上 900 扣メートル未満	26,000 円	24,000 円
900 扣メートル以上 1,100 扣メートル未満	33,000 円	30,000 円
1,100 扣メートル以上 1,300 扣メートル未満	38,000 円	35,000 円
1,300 扣メートル以上 1,500 扣メートル未満	43,000 円	40,000 円
1,500 扣メートル以上 2,000 扣メートル未満	48,000 円	45,000 円
2,000 扣メートル以上 2,500 扣メートル未満	53,000 円	なし
2,500 扣メートル以上	58,000 円	なし

4 管理職特別勤務手当(第20条の2関係)

(1) 内容

現在、管理職が災害への対応などのために、臨時、緊急の必要によりやむを得

ず週休日等に勤務した場合に管理職特別勤務手当を支給しているが、平日の深夜（午前0時～午前5時）に勤務した場合にも手当を支給するもの。

(2) 支給額

平日の深夜の勤務1回につき上限4,000円の範囲内で規則で定める額

5 施行日 平成27年4月1日

6 関係条例の改正

(1) 南相馬市職員の退職手当に関する条例の一部改正

給料月額を算定基礎とする退職手当については、給料引き下げに伴い支給水準が低下することから、その低下を抑制し、退職手当の水準を維持するため、退職前の職責（5年分）に応じて加算する「調整額」を増額改定するもの。

区 分	改正後	改正前
第1号区分	59,550円	45,850円
第2号区分	54,150円	41,700円
第3号区分	43,350円	33,350円
第4号区分	32,500円	25,000円
第5号区分	27,100円	20,850円
第6号区分	21,700円	16,700円
第7号区分	0円	0円

(2) 南相馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

給料表改正に併せて、任期付職員の給与表を改正するもの。

号級	改正後	改正前
1	380,000円	383,000円
2	430,000円	433,000円
3	483,000円	487,000円
4	546,000円	551,000円
5	623,000円	628,000円
6	728,000円	735,000円
7	852,000円	860,000円

議案第17号 南相馬市行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

道路法施行令の一部改正に伴い、同令に準じて定めている使用料を改めるため、

必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 土地を次の用途に使用する場合の使用料の改正（別表関係）

水道管、下水道管、ガス管、地下ケーブル等の管類を布設するために使用する
場合

区 分 外 径	年間使用料	
	改正後	改正前
0.07m未満	13円/m	21円/m
0.07m以上0.1m未満	19円/m	30円/m
0.1m以上0.15m未満	29円/m	45円/m
0.15m以上0.2m未満	38円/m	60円/m
0.2m以上0.3m未満	57円/m	90円/m
0.3m以上0.4m未満	76円/m	120円/m
0.4m以上0.7m未満	130円/m	210円/m
0.7m以上1.0m未満	190円/m	300円/m
1.0m以上	380円/m	600円/m

掲示板、広告板等を設置するために使用する場合

改正後	改正前
年間使用料 表示面積 1 m ² につき 1,100円	年間使用料 表示面積 1 m ² につき 2,000円

2 施行日 平成27年4月1日

議案第18号 南相馬市宅地造成事業特別会計条例制定について

【趣旨】

宅地造成事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 事業概要

本事業では、原町区大木戸地区に住宅用地（59区画、開発面積：約35,000 m²）を整備し、分譲するもの。

（平均分譲面積：405 m²/区画、平均提供想定価格：13,880千円/区画）

2 制定概要

定める項目	条	内 容
設置	第1条	宅地造成事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、南相馬市宅地造成事業特別会計を設置する。
歳入及び歳出	第2条	この会計においては、宅地造成事業収入、一般会計からの繰入金、借入金及び附属諸収入をもって歳入とし、宅地造成事業費、借入金の償還金及びその他の諸支出をもって歳出とする。

3 施行日 平成27年4月1日

南相馬市東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第19号
--

【趣旨】

東日本大震災等による被災者に対する平成27年度の国民健康保険税及び介護保険料の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 国民健康保険税の減免（第3条関係）及び介護保険料の減免（第4条関係）

区 分	減免適用年・月	
	改正後	改正前
避難指示等対象地域及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等	平成27年4月 ～平成28年3月	平成26年4月 ～平成27年3月
旧緊急時避難準備区域等のうち平成26年度中に指定が解除された特定避難勧奨地点及び旧避難指示解除準備区域(田村市及び川内村の一部)の上位所得層	平成27年4月 ～平成27年9月	平成26年4月 ～平成27年3月
避難指示等対象地域以外の被災区域	平成27年4月 ～平成28年3月	平成26年4月 ～平成27年3月
上記 以外の地域	減免なし	減免なし

旧緊急時避難準備区域等とは、旧緊急時避難準備区域、既に指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)、平成26年度中に指定が解除された特定

避難勧奨地点及び旧避難指示解除準備区域（田村市及び川内村の一部）の区域をいう。

上位所得層 【国保】 高額療養費算定基準所得額の世帯合算額が 600 万円を超える世帯

【介護】 国において高額療養費の上位所得の判定基準を参考に設定被保険者個人の合計所得金額 633 万円以上を基準

の上位所得層のうち、 の減免基準(家屋の全半壊等)の対象となる場合は、に移行して減免となる。

参考：保険税（料）対象者及び減免額等

区 分	国民健康保険税		介護保険料	
	避難指示等対象地域及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等	対象人数	16,628 人	対象人数
	減免額	1,275,114,000 円	減免額	1,095,241,000 円
	減免額の費用負担	災害臨時特例補助金(7/10)	減免額の費用負担	災害臨時特例補助金(9/10)
		892,580,000 円		985,716,900 円
		特別調整交付金(3/10)		特別調整交付金(1/10)
		382,534,000 円		109,524,100 円
旧緊急時避難準備区域等のうち平成 26 年度中に指定が解除された特定避難勧奨地点及び旧避難指示解除準備区域の上位所得層	対象人数	41 人	対象人数	0 人
	減免額	5,525,000 円	減免額	0 円
	減免額の費用負担	災害臨時特例補助金(7/10)	減免額の費用負担	災害臨時特例補助金(9/10)
		3,868,000 円		0 円
	特別調整交付金(3/10)		特別調整交付金(1/10)	
		1,657,000 円		0 円
避難指示等対象地域以外の被災区域	対象人数	703 人	対象人数	400 人
	減免額	53,909,000 円	減免額	25,843,600 円
	減免額の費用負担	特別調整交付金(8/10)	減免額の費用負担	特別調整交付金(8/10)
		43,127,000 円		20,674,880 円
		県負担(1/10)		市負担(2/10)
5,391,000 円		5,168,720 円		
	市負担(1/10)		市負担の財源は、一般会計からの繰入	
		5,391,000 円		

2 施行日 平成 27 年 4 月 1 日

議案第20号	南相馬市原子力災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について
---------------	---

【趣旨】

原子力災害による被災者に対する平成27年度の固定資産税及び軽自動車税の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 固定資産税（第3条関係）

- (1) 旧緊急時避難準備区域及びその他の区域（30km圏外）の土地及び家屋
旧緊急時避難準備区域及びその他の区域（30km圏外）の土地及び家屋については、市民の生活状況や農地の使用状況等を考慮し、平成27年度についても2分の1の減免措置を適用させるもの。

原子力災害による 避難区域等		避難指示	27年度 固定資産税	根拠法令等
居住困難 区域	（帰還困難区域）	継続（見込）	課税免除	地方税法
	（居住制限区域）			
避難指示解除準備区域				
旧緊急時避難準備区域		なし	2分の1減免	市税減免条例
その他の区域 （30km圏外）				

(2) 旧特定避難勧奨地点の土地及び家屋

特定避難勧奨地点に指定されていた世帯の全員が避難している場合、居住用家屋とその敷地に係る固定資産税を全額減免とするもの。なお、避難していない場合は2分の1減免。

指定	世帯全員の避難の 有無	27年度 固定資産税	根拠法令等
解除	有り	全額減免	市税減免条例
	無し	2分の1減免	

(3) 償却資産

帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域で使用できない償却資産を全額減免するもの。

原子力災害による 避難区域等	使用又は 使用見込	27年度 固定資産税	根拠法令等
居住困難区域及び 避難指示解除準備区域	無し	減免	市税減免条例
	有り	課税	地方税法

2 軽自動車税（第5条関係）

平成27年4月1日の賦課期日時点で、帰還困難区域内に放置された原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車に係る軽自動車税の減免を平成27年度においても適用させるもの。

要件	対象車両	27年度 軽自動車税	根拠法令等
平成27年4月1日の賦課期日時点で帰還困難区域内に放置	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 ・軽自動車 ・小型特殊自動車 ・2輪の小型自動車 	減 免	市税減免条例

3 施行日 公布の日

4 南相馬市税条例の一部改正

固定資産税の減免措置に伴い、固定資産税の納期を改正するもの。

区分	改正後	改正前
第1期	7月1日から7月31日まで	4月1日から4月30日まで
第2期	9月1日から9月30日まで	7月1日から7月31日まで

議案第21号 南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例制定について

【趣旨】

子ども・子育て支援法の制定に伴い、南相馬市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 利用者負担の考え方

子ども・子育て支援法における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として市が定めるもの。

幼稚園（1号認定）の利用者負担額

- ・1号認定の利用者負担額は、市立・私立の区別なく統一。
- ・ただし、市立幼稚園在園者の中で新制度の移行により利用者負担額が高くなる場合は、激変緩和措置を2年間講じる。

保育園（2号認定・3号認定）の利用者負担額

- ・現行の保育料を上限額とし、保育短時間認定を受けた子どもは、保育標準時間認定を受けた子どもの1.7%減額した額とする。

2 幼稚園・保育園（所）の利用者負担額の変更点

区 分		利用者負担月額（現行）	利用者負担月額（新制度）
幼稚園	公立	市町村が定める額 （一律 4,500 円/月） 入園料は徴収していない。	国の基準額を上限に利用世帯の市民税（所得割）額の状況により市が定める。（0 円～15,000 円/月）
	私立	各幼稚園が定める額 （14,980 円～17,000 円/月） 入園料は別に徴収する。	国の基準額を上限に利用世帯の市民税（所得割）額の状況により市が定める。（0 円～15,000 円/月） 新制度に移行する幼稚園授業料のみ
保育園	公立	国の基準額を上限に利用世帯の所得額の状況により市が定める額（0 円～48,500 円/月）	国の基準額を上限に利用世帯の市民税（所得割）額の状況により市が定める。0 円～48,500 円/月）
	私立		

3 幼稚園・保育園（所）への財政措置の変更点

区 分		財政措置（現行）	財政措置（新制度）
幼稚園	公立	無し（一般財源）	無し（一般財源）
	私立	・私学助成金（国・県） ・就園奨励費（国・市） ・振興事業補助金（市）	・施設型給付費（国・県・市） 新制度に移行する幼稚園のみ（私学助成金や就園奨励費は措置されない。）
保育園	公立	無し	無し
	私立	・保育所運営費（国・県・市）	・施設型給付費（国・県・市）

認定こども園、幼稚園及び保育園を通じた共通の給付である「施設型給付費」を創設し、教育保育を一体的な制度とし、総合的に推進していく。

4 教育標準時間認定（1号認定）の利用者負担額（第3条関係）

新制度における幼稚園の利用者負担額は、国で定める基準を限度として市が定める。

国は、現行の利用者負担の水準を基本として設定。

推定年収は、国同様夫婦（片働き）と子供2人世帯の大まかな目安で設定。

国が定める利用者負担額（円）		市が定める利用者負担額（円）		推定年収
階層区分	徴収月額	階層区分	徴収月額	
生活保護世帯	0	生活保護世帯	0	
市民税非課税世帯	3,000	市民税非課税世帯	1,000	
所得割課税額 77,100円以下の世帯	16,100	均等割額のみ	3,500	
		所得割課税額 40,000円以下の世帯	4,500	~200万円
		所得割課税額 40,001円以上 60,000円以下の世帯	6,800	200万円 ~257万円
		所得割課税額 60,001円以上 77,100円以下の世帯	9,000	257万円 ~360万円
所得割課税額 211,200円以下の世帯	20,500	所得割課税額 77,101円以上 122,000円以下の世帯	10,000	360万円 ~420万円
		所得割課税額 122,001円以上 173,000円以下の世帯	11,000	420万円 ~540万円
		所得割課税額 173,001円以上 211,200円以下の世帯	12,000	540万円 ~680万円
所得割課税額 211,201円以上の世帯	25,700	所得割課税額 211,201円以上の世帯	15,000	680万円~

5 保育認定（2号認定・3歳以上児）の利用者負担額（第3条関係）

保育園の利用者負担額は、現在所得税額に基づき階層区分を設定しているが、新制度では市民税額を基に階層区分を設定。

推定年収は、国同様、夫婦共働きと子供2人世帯の大まかな目安で設定。

市の保育料(現行)		国が設定した負担上限額(新制度)			市の保育料(新制度)			
階層区分	徴収月額 ()は3歳児月額	階層区分	徴収月額		階層区分	徴収月額		推定 年収
			標準時間	短時間		標準時間	短時間	
生活保護世帯	0 (0)	生活保護世帯	0	0	生活保護世帯	0	0	
市民税非課税世帯	2,400 (2,400)	市民税非課税世帯	6,000	6,000	市民税非課税世帯	2,400	2,400	
均等割額のみ在世帯	9,100 (9,100)	所得割課税額 48,600円未満	16,500	16,300	均等割額のみ	9,100	8,900	
所得割のある世帯	12,200 (12,200)				所得割課税額 61,000円未満	12,200	12,000	~370万円
所得税額 20,000円未満の世帯	17,500 (17,500)	所得割課税額 97,000円未満	27,000	26,600	所得割課税額 61,000円以上 73,000円未満の世帯	17,500	17,200	370万円 ~404万円
所得税額 20,000円以上 40,000円未満の世帯	21,600 (21,600)				所得割課税額 73,000円以上 97,000円未満の世帯	21,600	21,200	404万円 ~470万円
所得税額 40,000円以上 70,000円未満の世帯	22,630 (27,560)	所得割課税額 169,000円未満	41,500	40,900	所得割課税額 97,000円以上 133,000円未満の世帯	22,630	22,200	470万円 ~557万円
所得税額 70,000円以上 103,000円未満の世帯	22,630 (27,560)				所得割課税額 133,000円以上 169,000円未満の世帯	22,630	22,200	557万円 ~643万円

所得税額 103,000 円以上 413,000 円未満の世帯	22,630 (27,560)	所得割課税額 301,000 円未満	58,000	57,100	所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満の世帯	22,630	22,200	643 万円 ~ 934 万円
所得税額 413,000 円以上の世帯	22,630 (27,560)	所得割課税額 397,000 円未満	77,000	75,800	所得割課税額 301,000 円以上の世帯	27,560	27,000	934 万円 ~
		所得割課税額 397,000 円以上	101,000	99,400				

6 保育認定（3号認定・3歳未満児）の利用者負担額（第3条関係）

市の保育料(現行)		国が設定した負担上限額(新制度)			市の保育料(新制度)			推定 年収
階層区分	徴収月額	階層区分	徴収月額		階層区分	徴収月額		
			標準時間	短時間		標準時間	短時間	
生活保護世帯	0	生活保護世帯	0	0	生活保護世帯	0	0	
市民税非課税世帯	3,600	市民税非課税世帯	9,000	9,000	市民税非課税世帯	3,600	3,600	
均等割額のみ の世帯	13,400	所得割課税額 48,600 円未満	19,500	19,300	均等割額のみ	13,400	13,100	
所得割のある世帯	15,600				所得割課税額 61,000 円未満	15,600	15,300	~ 370 万円
所得税額 20,000 円未満の世帯	21,300	所得割課税額 97,000 円未満	30,000	29,600	所得割課税額 61,000 円以上 73,000 円未満の世帯	21,300	20,900	370 万円 ~ 404 万円
所得税額 20,000 円以上 40,000 円未満の世帯	24,000				所得割課税額 73,000 円以上 97,000 円未満の世帯	24,000	23,500	404 万円 ~ 470 万円

所得税額 40,000 円以上 70,000 円未満の世帯	35,600	所得割課税額 169,000 円未満	44,500	43,900	所得割課税額 97,000 円以上 133,000 円未満の世帯	35,600	34,900	470 万円 ~ 557 万円
所得税額 70,000 円以上 103,000 円未満の世帯	35,600				所得割課税額 133,000 円以上 169,000 円未満の世帯	35,600	34,900	557 万円 ~ 643 万円
所得税額 103,000 円以上 413,000 円未満の世帯	44,500	所得割課税額 301,000 円未満	61,000	60,100	所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満の世帯	44,500	43,700	643 万円 ~ 934 万円
所得税額 413,000 円以上の世帯	48,500	所得割課税額 397,000 円未満	80,000	78,800	所得割課税額 301,000 円以上の世帯	48,500	47,600	934 万円 ~
		所得割課税額 397,000 円以上	104,000	102,400				

7 施行日 平成 27 年 4 月 1 日

8 利用者負担額の特例（附則第 2 項関係）

市内に住所を有し、南相馬市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する児童の平成 27 年度の利用者負担額は無料とするもの。

9 市立幼稚園に入園していた園児の利用者負担額の特例（附則第 3 項関係）

平成 26 年度、市立幼稚園に入園していた園児で、引き続き市立幼稚園に通園する園児の利用者負担額が、第 5 層から第 10 階層までに該当する場合は、平成 27 年 4 月から平成 29 年 3 月までの間、第 4 階層とするもの。

10 南相馬市幼稚園条例の一部改正（附則第 4 項関係）

授業料等の規定が、南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の利用者負担等に関する条例に盛り込まれることから南相馬市幼稚園条例の一部を改正するもの。

議案第 2 2 号	南相馬市深井戸の無償貸付及び譲与に関する条例制定について
------------------	-------------------------------------

【趣旨】

福島再生加速化交付金を活用して市が整備する深井戸の無償貸付及び譲与に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 概要

既存の井戸水等が使用できない市民に対し、市が深井戸を掘削し、給水施設を無償で貸付するもの。

2 制定内容

定める項目	条・項	内 容
趣旨	第1条	市が小高区内に整備する深井戸を市民に無償で貸し付け、又は譲与することに関し、必要な事項を定める。
貸付期間	第5条	深井戸の貸付期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1及び別表第2に定める耐用年数の期間内とする。
深井戸の返還	第6条	貸付期間が満了したとき 転居したとき 水道の普及により深井戸を使用しなくなったとき
損害賠償等	第7条	深井戸を故意又は過失により損傷又は亡失したときは自己の責任で修理又は賠償
深井戸の譲与	第9条	契約期間終了後、譲与できる。

2 施行日 平成27年4月1日

議案第 2 3 号	南相馬市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
------------------	-----------------------------------

【趣旨】

平成27年度から平成29年度までにおける新たな保険料率の設定及び介護保険法の改正により予防給付の訪問介護及び通所介護が地域支援事業に移行するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 介護保険料の改正

(1) 介護保険料率の改定 (第 4 条関係)

平成 27 年度から平成 29 年度までの第 1 号被保険者 (65 歳以上の方) の新たな保険料率を定める。

(2) 保険料負担額の軽減 (附則第 6 項関係)

介護保険料引き上げに伴う保険料負担額の軽減を図るため、平成 27 年度における介護保険料について、減免等の対象とならない者に対し、第 4 期保険料と同額になるよう軽減措置を設ける。

保険料段階別の保険料金額及び基準額に対する割合

段 階	(対 象 者)	基準額に 対する 割合	第 6 期 保険料	(参考) 第 5 期 保険料	(参考) 第 4 期 保険料
第 1 段階	生活保護を受けている人 世帯全員が市民税非課税で 老齢福祉年金を受けている人 世帯全員が市民税非課税で、 本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下の人	基準額 × 0.50	2,831 円	2,361 円	1,550 円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、 前年の本人の合計所得金額 + 課税年金収 入額が 80 万円超 120 万円以下の人	基準額 × 0.75	4,246 円	2,975 円	第 5 期 新 設
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税であって、 前年の本人の合計所得金額 + 課税年金収 入額が 120 万円超の人	基準額 × 0.75	4,246 円	3,542 円	2,325 円
第 4 段階	本人が市民税非課税の人であって、 (世帯内に市民税課税者がいる場合) 前年の本人の合計所得金額 + 課税年金収 入額が 80 万円以下の人	基準額 × 0.90	5,095 円	3,919 円	2,573 円
第 5 段階 (基準)	本人が市民税非課税の人であって、 (世帯内に市民税課税者がいる場合) 前年の本人の合計所得金額 + 課税年金収 入額が 80 万円超の人	基準額 × 1.00	5,662 円	4,722 円	3,100 円
第 6 段階	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円未満の人 イ 本人が要保護者であって、当該段階の額 の適用により非保護者となるもの	基準額 × 1.20	6,794 円	5,100 円	3,348 円
第 7 段階	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の人 イ 本人が要保護者であって、当該段階の額 の適用により非保護者となるもの	基準額 × 1.30	7,360 円	5,903 円	3,875 円
第 8 段階	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の人 イ 本人が要保護者であって、当該段階の額 の適用により非保護者となるもの	基準額 × 1.50	8,493 円	7,083 円	4,650 円
第 9 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 290 万円以上の人	基準額 × 1.70	9,625 円	8,264 円	5,425 円

2 新しい総合事業について

(1) 制度概要

介護保険法の改正により、新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新しい総合事業」という。）は、要支援者等の高齢者の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来の介護予防給付として提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を、地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施ができる地域支援事業へと移行する仕組みとされる。

(2) 新総合事業等の実施猶予の規定（附則第10項～附則第13項関係）

介護保険法の改正では、新しい総合事業、医療・介護連携の推進、生活支援サービスの充実、認知症施策の推進については、平成27年4月から施行されるが、新しい総合事業への円滑な移行のための準備期間が必要なこと等を踏まえ、市町村において条例で定める場合には、実施時期を猶予することができることから、条例に規定するもの。

3 施行日 平成27年4月1日

議案第24号 南相馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

道路法施行令の一部改正に伴い、同令に準じて定めている占用料を改めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正理由

(1) 道路占用料の額の算定及び適正な額の見直し

現行の道路占用料は、平成21年度の地価水準を算定の基礎とした道路法施行令に準じたものであるが、今回の改正は平成24年度の地価水準による見直しに伴い道路法施行令が改正されたことに準じ、条例の改正を行うもの。

2 改正内容（別表関係）

(1) 道路法（以下「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物

占 用 物 件	年間使用料	
	改正後	改正前
第1種電柱	360 円/本	560 円/本
第2種電柱	550 円/本	860 円/本

第3種電柱	740 円/本	1,200 円/本
第1種電話柱	320 円/本	500 円/本
第2種電話柱	510 円/本	800 円/本
第3種電話柱	700 円/本	1,100 円/本
その他の柱類	32 円/本	50 円/本
共架電線その他上空に設ける線類	3 円/m	5 円/m
地下に設ける電線その他の線類	2 円/m	3 円/m
路上に設ける変圧器	310 円/個	490 円/個
地下に設ける変圧器	190 円/m ²	300 円/m ²
変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	640 円/個	1,000 円/個
郵便差出箱及び信書便差出箱	270 円/個	420 円/個
広告塔	1,100 円/m ²	2,000 円/m ²
その他のもの	640 円/m ²	1,000 円/m ²

(2) 法第32条第1項第2号に掲げる物件

区 分	改正後	改正前
	年間使用料	年間使用料
0.07m未満	13円/m	21円/m
0.07m以上0.1m未満	19円/m	30円/m
0.1m以上0.15m未満	29円/m	45円/m
0.15m以上0.2m未満	38円/m	60円/m
0.2m以上0.3m未満	57円/m	90円/m
0.3m以上0.4m未満	76円/m	120円/m
0.4m以上0.7m未満	130円/m	210円/m
0.7m以上1.0m未満	190円/m	300円/m
1.0m以上	380円/m	600円/m

(3) 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設

年間使用料	
改正後	改正前
640 円/m ²	1,100 円/m ²

(4) 法第32条第1項第5号に掲げる施設

占 用 物 件	年間使用料 (m ²)	
	改正後	改正前
上空に設ける通路	530 円	1,000 円
地下に設ける通路	320 円	610 円
その他のもの	640 円	1,000 円

(5) 法第32条第1項第6号に掲げる施設

占有物件	使用料 (m ²)	
	改正後	改正前
祭礼、縁日その他の催しに際し一時的に設けるもの	11 円/日	20 円/日
その他のもの	110 円/月	200 円/月

(6) 道路法施行令(以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件

占有物件		使用料	
		改正後	改正前
看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	月 110 円/m ²	月 200 円/m ²
	その他のもの	年 1,100 円/m ²	年 2,000 円/m ²
標識		年 510 円/本	年 800 円/本
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	日 11 円/本	日 20 円/本
	その他のもの	月 110 円/本	月 200 円/本
幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	日 11 円/m ²	日 20 円/m ²
	その他のもの	月 110 円/m ²	月 200 円/m ²
アーチ	車道を横断するもの	月 1,100 円/基	月 2,000 円/基
	その他のもの	月 530 円/基	月 1,000 円/基

(7) 政令第7条第2号に掲げる工作物

使用料	
改正後	改正前
月 640 円/m ²	月 1,000 円/m ²

(8) 政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料

使用料	
改正後	改正前
月 110 円/m ²	月 200 円/m ²

(9) 政令第7条第6号に掲げる及び同条第7号に掲げる工事用材料

使用料	
改正後	改正前
月 64 円/㎡	月 100 円/㎡

(10) 政令第7条第8号に掲げる施設

占用物件	年間占用料 (㎡)	
	改正後	改正前
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額

A：近傍類似の土地の時価（以下同じ）

(11) 政令第7条第9号に掲げる施設

占用物件	年間占用料 (㎡)	
	改正後	改正前
建築物	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
その他のもの	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額

(12) 政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場

占用物件	年間占用料 (㎡)	
	改正後	改正前
その他のもの	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額

(13) 政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物

占用物件	年間占用料 (㎡)	
	改正後	改正前
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額

(14) 政令第7条第13号に掲げる施設

占用物件	年間占用料 (㎡)	
	改正後	改正前
トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架の	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額

ものに限る。)の路面下に設けるもの		
-------------------	--	--

2 施行日 平成27年4月1日

議案第25号	南相馬市水産業共同利用施設設置条例の一部を改正する条例制定について
---------------	--

【趣旨】

水産業共同利用施設に新たに施設を加えるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

新たに加える4施設の名称・位置、利用時間、利用料金を規定するもの。

(1) 施設の名称、位置及び利用時間(第2条及び第5条関係)

名 称	位 置	利用時間
南相馬市作業保管(漁具倉庫)施設	南相馬市鹿島区烏崎字牛島600番地	午前零時から 午後12時まで
南相馬市作業保管(作業場)施設	南相馬市鹿島区烏崎字牛島162番地	
南相馬市水産物鮮度保持施設	南相馬市鹿島区烏崎字牛島248番地	
南相馬市水産物荷さばき施設	南相馬市鹿島区烏崎字牛島355番地1	

(2) 利用料金(第23条関係)

施設名	区 分	利用料金
作業保管(漁具倉庫)施設	1部屋当たり	年額 16,750円
	総トン数3トン未満	年額 22,970円
作業保管(作業場)施設	総トン数3トン以上5トン未満	年額 29,070円
	総トン数5トン以上	年額 35,230円
水産物鮮度保持施設	氷20キログラム当たり	200円
	(氷10キログラム増すごとに100円を加算)	
水産物荷さばき施設	荷さばき所	年額 98,800円

2 施行日

公布の日(作業保管(漁具倉庫)施設)

平成27年9月1日(作業保管(作業場)施設、水産物鮮度保持施設、水産物荷さばき施設)

議案第26号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

【趣旨】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が常勤の特別職職員として位置付けられることなどに伴い、関係条例の必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

(1) 趣旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うもの。

(2) 概要

教育行政の責任の明確化

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新「教育長」）の設置。

教育長が、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

教育長の任期は3年（委員は4年）。

教育長は、首長が議会の同意を得て、直接任命・罷免する。

教育委員から教育長に対し、教育委員会会議の招集を求めることができる。また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。

総合教育会議の設置、大綱の策定

首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長及び教育委員会によって構成される。

首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。

総合教育会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。

国の地方公共団体への関与の見直し

いじめによる自殺の防止等、児童、生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示できることを明確化するため、是正の指示に関する規定を見直す。

その他

総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう努めなければならない。

現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。

2 改正の内容

(1) 教育長の服務関係

職務専念義務の免除に関する改正

現行の教育長は、一般職として位置付けられていたため、地方公務員法第35条により職務専念義務が課されていたが、特別職となったことで同条の適用から外れる。一方、新たな教育長の職務専念義務が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項に規定されたことから、条例により職務専念義務の特例（免除）を設けるため、次の条例を改正するもの。

【南相馬市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正】

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(2) 教育長の身分関係

特別職への変更に伴う改正

新たな教育長は、首長が議会の同意を得て任命する職として特別職の身分を有するため、次の条例を改正するもの。

【南相馬市附属機関設置条例の一部改正】

改正後				改正前			
別表				別表			
名称	担任する事項	定数	任期	名称	担任する事項	定数	任期
南相馬市特別職報酬等審議会	議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長、教育長及び固定資産評価員の給料の額について審議すること。	10人	当該諮問に係る審議の期間	南相馬市特別職報酬等審議会	議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び固定資産評価員の給料の額について審議すること。	10人	当該諮問に係る審議の期間

【特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正】

改正後			改正前		
<p>(重複給与の禁止)</p> <p>第5条 市長、副市長、<u>教育長</u>、固定資産評価員及び一般職の職員が特別職の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職として受けるべき報酬は支給しない。</p> <p>【別表関係】</p>			<p>(重複給与の禁止)</p> <p>第5条 市長、副市長、固定資産評価員及び一般職の職員が特別職の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職として受けるべき報酬は支給しない。</p> <p>【別表関係】</p>		
区 分	報 酬	費用弁償	区 分	報 酬	費用弁償
教育委員会委員	年額 400,000円	3,000円	教育委員会	委員長 年額 580,000円	3,000円
			委員	年額 400,000円	

【南相馬市職員の退職手当に関する条例の一部改正】

改正後	改正前
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、市職員（特別職の職員の給与に関する条例（平成18年南相馬市条例第40号）の適用を受ける者、南相馬市職員の給与に関する条例（平成18年南相馬市条例第47号）の適用を受ける者（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。))が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、市職員（特別職の職員の給与に関する条例（平成18年南相馬市条例第40号）の適用を受ける者、<u>教育長</u>、南相馬市職員の給与に関する条例（平成18年南相馬市条例第47号）の適用を受ける者（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。))が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。</p>

(3) 給与等の勤務条件関係

教育公務員特例法第16条第2項において「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める」との規定が削除され、これに伴い、教育長に対する給与等の支給根拠は、特別職の職員の支給を規定した地方自治法第204条となることから、次の条例を改正するもの。

【特別職の職員の給与に関する条例の一部改正】

改正後		改正前																			
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市長、副市長、<u>教育長及び固定資産評価員</u>(以下「市長等」という。)の給与及び旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>790,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>720,000円</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価員</td> <td>720,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	給料月額	市長	1,000,000円	副市長	790,000円	教育長	720,000円	固定資産評価員	720,000円	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市長、副市長及び固定資産評価員(以下「市長等」という。)の給与及び旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>790,000円</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価員</td> <td>720,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	給料月額	市長	1,000,000円	副市長	790,000円	固定資産評価員	720,000円
区分	給料月額																				
市長	1,000,000円																				
副市長	790,000円																				
教育長	720,000円																				
固定資産評価員	720,000円																				
区分	給料月額																				
市長	1,000,000円																				
副市長	790,000円																				
固定資産評価員	720,000円																				

【教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正】

改正後	改正前
<p><u>教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、南相馬市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項の規定により、南相馬市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与)</p> <p>第2条 <u>教育長の給料は、月額72万円とする。ただし、教育委員会の委員の報酬は支給しない。</u></p> <p>2 <u>教育長には、前項に定める給料のほか、南相馬市職員の給与に関する条例(平成18年南相馬市条例第47号)の適用を受ける市職員(以下「市職員」という。)の例により通勤手当及び期末手当を支給する。この場合において、期末手当の額は、給料月額及びその額に100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、6月</u></p>

<p>(勤務時間その他の勤務条件) 第2条 【略】</p>	<p>に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の155を乗じて得た額に、その支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(旅費) 第3条 教育長が公務のため旅行したときは、南相馬市職員等の旅費に関する条例(平成18年南相馬市条例第50号)に定める旅費を支給する。</p> <p>(支給方法) 第4条 第2条に定める給与の支給方法については、市職員の例による。</p> <p>(勤務時間その他の勤務条件) 第5条 【略】</p>
-----------------------------------	--

(4) その他

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、旧法第17条等が削られ、条項移動が生じることから、法の条項を引用している次の条例を改正するもの。

- ・南相馬市教育委員会事務局の指導主事の給与に関する条例の一部改正
- ・南相馬市教育事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正

3 施行日 平成27年4月1日

4 経過措置

現在の教育長は、施行の日以後であっても、委員としての任期が満了するまでの日までの間は、在職するものとする。

議案第27号 南相馬市下水道条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、除害施設の設置等が必要となる水質の基準項目等を定めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

下水道法施行令の改正に伴い、公共下水道へ下水を排水するにあたって除害施設
の設置等が必要となる水質の基準項目に「1,4 - ジオキサン」が追加され、また「カ
ドミウム及びその化合物」に係る排水基準が現行1リットルにつき0.1ミリグラム
以下を0.03ミリグラム以下に変更されたため改正するもの。(第23条関係)

改正後	改正前
(1)カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム以下【排水基準の変更】	(1)カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム以下
(27)1,4 - ジオキサン 1リットルにつき0.5ミリグラム以下【新規追加】	

2 施行日 公布の日

補正予算関係

議案第28号 平成26年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第29号 平成26年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第30号 平成26年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第31号 平成26年度南相馬市育英資金貸付特別会計補正予算について

議案第32号 平成26年度南相馬市簡易水道事業特別会計補正予算について

議案第33号 平成26年度南相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算について

議案第34号 平成26年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について

議案第35号 平成26年度南相馬市太田財産区特別会計補正予算について

議案第36号 平成26年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第37号 平成26年度南相馬市水道事業会計補正予算について

議案第38号 平成26年度南相馬市病院事業会計補正予算について

- 議案第39号 平成26年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について
- 議案第40号 平成26年度南相馬市下水道事業会計補正予算について
- 当初予算関係
- 議案第41号 平成27年度南相馬市一般会計予算について
- 議案第42号 平成27年度南相馬市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第43号 平成27年度南相馬市介護保険特別会計予算について
- 議案第44号 平成27年度南相馬市育英資金貸付特別会計予算について
- 議案第45号 平成27年度南相馬市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第46号 平成27年度南相馬市介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第47号 平成27年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計予算について
- 議案第48号 平成27年度南相馬市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第49号 平成27年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計予算について
- 議案第50号 平成27年度南相馬市太田財産区特別会計予算について
- 議案第51号 平成27年度南相馬市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第52号 平成27年度南相馬市宅地造成事業特別会計予算について
- 議案第53号 平成27年度南相馬市水道事業会計予算について
- 議案第54号 平成27年度南相馬市病院事業会計予算について
- 議案第55号 平成27年度南相馬市工業用水道事業会計予算について
- 議案第56号 平成27年度南相馬市下水道事業会計予算について

その他

議案第57号 工事請負変更契約の締結について

【趣旨】

平成26年第4回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的		みちのく鹿島球場災害復旧改修工事
契約の相手方		南相馬市鹿島区岡和田字沢田88番地 後藤建設工業株式会社
施工場所		南相馬市鹿島区南右田字榎内地内
契約金額	変更前	211,140,000円
	変更後	227,279,520円
	増額する額	16,139,520円

主な変更内容

	項目	内容			
(1)	盛土スタンド工	現地精査並びに残土処分先の決定による変更			
			<変更前>	<変更後>	<増減>
		表土剥ぎ	728.0 m ³	485.3 m ³	242.7 m ³ 減
		機械盛土	442.6 m ³	295.1 m ³	147.5 m ³ 減
		人力盛土	285.4 m ³	190.2 m ³	95.2 m ³ 減
(2)	グラウンド工	残土処分先の決定並びに現地精査による変更			
			<変更前>	<変更後>	<増減>
		残土運搬	L = 10 km	L = 3km	L = 7 km減
		グラウンド付帯工			
		HR 識別マット	0本	96本	96本増
(3)	外構工	隣接する林地に住宅が建築されたことに伴い、住宅防護に必要な工種を追加			
			<変更前>	<変更後>	<増減>
		側溝蓋(新設)	373枚	435枚	62枚増

議案第59号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（南右田地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市鹿島区南右田字高畑132番など計9筆	明細は別紙2のとおり P39
	合計	13,480.92㎡
取得予定価格	20,298,764円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第60号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（下渋佐地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区下渋佐字赤沼320番など計4筆	明細は別紙2のとおり P39
	合計	5,987㎡
取得予定価格	24,135,730円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

【進捗状況】筆数ベース（20km圏外）			（2月10日現在）	
区分	対象筆数	契約完了筆数	割合	
鹿島区	2,245	1,914	85.3%	
原町区	2,438	2,043	83.8%	
合計	4,683	3,957	84.5%	

今後、相続など共有持ち分により対象筆数が増減する。

議案第61号 損害賠償の額の決定について

【趣旨】

医療過誤により損害を与えた相手方に、損害賠償の額を賠償するため、地方公営企業法第40条第2項及び南相馬市病院事業の設置等に関する条例第7条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 損害を賠償する相手方の住所及び氏名

2 損害賠償の額

1,987,982円

{	うち保険等により補てんされる額	1,987,982円
	市が自ら負担する額	0円

3 概要

本件は、平成15年10月21日左肘外傷にて受診した際、市立総合病院の担当医が左橈骨頭脱臼を見落とし、捻挫と誤診。経過観察後、同年12月3日の診察で脱臼と気づき、同年12月16日観血的整復術を施行したが、可動域制限の障害が残った。

平成17年5月16日、患者は当時9歳で成長期にあり、今後長期にわたり経過観察が必要なことから、今後の治療が終了した時点で慰謝料等を確定することの示談をした。

平成23年1月5日、症状が固定し、治療が終了したことから平成27年2月13日に示談を取り交わしたものである。

議案第62号 市道路線の認定及び変更について

【趣旨】

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 概要

(1) 認定

鹿島区	19路線	L = 1,940m
原町区	40路線	L = 5,436.6m
計	59路線	L = 7,376.6m

(2) 変更

原町区	1路線	L = 22m
-----	-----	---------

認定及び変更は、防災集団移転促進事業によるもの。

【主な内容】

鹿島区

内 容	路 線 名	総延長	幅 員
認定路線	中437号線	140.0m	6.0m ~ 11.0m
	中438号線	106.0m	6.0m ~ 13.0m
	中439号線	174.0m	6.0m ~ 13.0m
	中440号線	169.0m	6.0m ~ 13.0m
	中441号線	57.0m	6.0m ~ 13.0m
	中442号線	86.0m	6.0m ~ 13.0m
	中443号線	66.0m	6.0m ~ 13.0m
	中444号線	60.0m	2.0m (歩道)
	中445号線	55.0m	2.0m (歩道)
	中446号線	218.0m	6.0m ~ 11.4m
	中447号線	55.0m	6.0m ~ 13.0m
	中448号線	58.0m	2.0m (歩道)
	中449号線	58.0m	2.0m (歩道)
	中450号線	98.0m	6.0m ~ 12.0m
	中451号線	126.0m	6.0m ~ 13.0m
	中452号線	121.0m	6.0m ~ 13.0m
	中453号線	78.0m	2.0m (歩道)
	中454号線	158.0m	6.0m ~ 11.4m
中455号線	57.0m	6.0m ~ 13.0m	

原町区

内 容	路 線 名	総延長	幅 員
認定路線	金沢住宅団地 1 号線	95.3m	6.0m ~ 13.0m
	金沢住宅団地 2 号線	66.8m	6.0m ~ 13.0m
	金沢住宅団地 3 号線	114.5m	6.0m ~ 13.0m
	小川町住宅団地 1 号線	598.0m	6.0m ~ 11.4m
	小川町住宅団地 2 号線	126.0m	6.0m ~ 13.0m
	小川町住宅団地 3 号線	48.0m	6.0m ~ 13.0m
	小川町住宅団地 4 号線	48.0m	6.0m ~ 13.0m
	小川町住宅団地 5 号線	77.0m	6.0m ~ 13.0m
	小川町住宅団地 6 号線	82.0m	6.0m ~ 13.0m
	小川町住宅団地 7 号線	63.0m	6.0m ~ 13.0m
	小川町住宅団地 8 号線	141.0m	6.0m ~ 13.0m
	小川町住宅団地 9 号線	159.0m	7.0m (歩道)
	小川町住宅団地 1 0 号線	28.0m	3.0m (歩道)
	小川町住宅団地 1 1 号線	48.0m	3.0m (歩道)
	小川町住宅団地 1 2 号線	27.0m	3.0m (歩道)
	小川町住宅団地 1 3 号線	80.0m	3.0m (歩道)
	小川町住宅団地 1 4 号線	31.0m	3.0m (歩道)
	小川町住宅団地 1 5 号線	22.0m	3.0m (歩道)
	北原住宅団地 1 号線	413.0m	6.0m ~ 13.0m
	北原住宅団地 2 号線	120.0m	6.0m ~ 13.0m
	北原住宅団地 3 号線	42.0m	6.0m ~ 13.0m
	北原住宅団地 4 号線	120.0m	3.0m (歩道)
	北原住宅団地 5 号線	90.0m	3.0m (歩道)
	上渋佐住宅団地 1 号線	669.0m	6.0m ~ 13.0m
	上渋佐住宅団地 2 号線	42.0m	6.0m ~ 13.0m
	上渋佐住宅団地 3 号線	291.0m	6.0m ~ 13.0m
	上渋佐住宅団地 4 号線	172.0m	6.0m ~ 13.0m
	上渋佐住宅団地 5 号線	196.0m	6.0m ~ 13.0m
	北萱浜住宅団地 1 号線	108.0m	6.0m ~ 11.4m
	北萱浜住宅団地 2 号線	219.0m	6.0m ~ 11.4m
	北萱浜住宅団地 3 号線	57.0m	6.0m ~ 13.0m
	北萱浜住宅団地 4 号線	57.0m	6.0m ~ 13.0m
	北萱浜住宅団地 5 号線	119.0m	6.0m ~ 13.0m
萱浜住宅団地 1 号線	170.0m	6.0m ~ 13.0m	
萱浜住宅団地 2 号線	63.0m	6.0m ~ 13.0m	

	萱浜住宅団地 3 号線	85.0m	6.0m ~ 11.4m
	萱浜住宅団地 4 号線	124.0m	6.0m ~ 13.0m
	本陣前住宅団地 1 号線	255.0m	6.0m ~ 13.0m
	本陣前住宅団地 2 号線	85.0m	6.0m ~ 13.0m
	本陣前住宅団地 3 号線	85.0m	6.0m ~ 13.0m
変更路線	変更前	東町小川町線	6.3m ~ 8.2m
	変更後		

議案第 6 3 号	南相馬方部障がい程度判定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
------------------	---

【趣旨】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、同法で用いる用語が改められたことに伴い、規約で引用する法律の用語の変更について、地方自治法第 2 5 2 条の 7 第 3 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 改正内容

規約中に引用する用語を、次のように改めるもの。(題名、第 2 条関係)

【改正前】

障がい程度

【改正後】

障がい支援区分

2 施行日 平成 2 7 年 4 月 1 日

報告第 2 号	専決処分の報告について
----------------	--------------------

【趣旨】

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。

【専決第 3 号 工事請負変更契約の締結について 平成 2 7 年 2 月 9 日専決】

1 専決処分の理由

平成 2 6 年第 6 回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、平成 2 7 年 2 月 9 日付けで専決処分したものを。

2 変更契約の内容

契約の目的		西川原第二災害公営住宅建設建築主体工事
施工場所		南相馬市鹿島区寺内字中才地内
契約の相手方		南相馬市原町区青葉町一丁目1番地 庄司建設工業株式会社
契約金額	変更前	655,560,000円
	変更後	662,604,840円
	増額する額	7,044,840円

主な変更内容

	項目	内容
(1)	杭事業工事	杭事業工事を実施するに当たり、当初設計より地質の支持層が深い箇所が存在することが判明したため、杭の長さの不足を補うための変更 ・杭の総数256本中、長さが不足する杭61本 ・杭の長さ：当初4.5m～9.0m、追加する杭の長さ1.0m～2.5m

【専決第4号 工事請負変更契約の締結について 平成27年2月10日専決】

1 専決処分理由

平成26年第6回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、平成27年2月10日付けで専決処分したものの。

2 変更契約の内容

契約の目的		除染対策事業交付金表土改善（北泉海浜総合公園）工事
施工場所		南相馬市原町区北泉字地蔵堂地内外
契約の相手方		南相馬市原町区栄町一丁目15番地 株式会社諸井緑樹園
契約金額	変更前	172,800,000円
	変更後	165,317,760円
	減額する額	7,482,240円

主な変更内容

	項 目	内 容			
(1)	線量測定箇所の増	放射線の事前事後測定地点の増加 当初 9 6 5 測点を 1 , 4 0 2 測点に変更			
(2)	洗浄・表土剥ぎ取り	舗装部の放射線の事前測定を行い、除染基準 (0.23 μ Sv/hr)より下回った箇所があったため、除染洗浄を減少。			
			< 変更前 >	< 変更後 >	< 増減 >
		舗装部洗浄	0.56ha	0.37ha	0.19ha 減
		表土剥ぎ取り	4.91ha	4.87ha	0.04ha 減
		排水路洗浄	0.08ha	0.04ha	0.04ha 減
		構造物洗浄			
		擬木柵	987.3m	316.3m	671.0m 減
		構造物	50 個	48 個	2 個 減
	集水枡	0 個	45 個	45 個 増	

【専決第 5 号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成 2 7 年 2 月 1 8 日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

2 損害賠償の額

6 1 2 , 7 1 0 円

(うち保険等により補てんされる額	6 1 2 , 7 1 0 円
	市が自ら負担する額	0 円

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成 2 6 年 3 月 2 7 日午後 2 時 3 5 分頃、原町区大町二丁目地内の県道原町川俣線において、公用車が渋滞のため一旦停止後に発進した際、公用車前方部が相手方車両後方部に衝突し、相手方に身体的損害（頭部打撲、頸椎捻挫）を与えたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わないことで和解する。

別紙 1

議案第 5 8 号 財産の取得について
 防災集団移転促進事業 移転促進区域（南右田地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m ²)
1	南相馬市鹿島区南右田字西畑 7 番 1	山林	1,121
2	南相馬市鹿島区南右田字西畑 8 番	宅地	1,600.48
3	南相馬市鹿島区南右田字西畑 9 番	雑種地	126
4	南相馬市鹿島区南右田字西畑 1 0 番	畑	640
5	南相馬市鹿島区南右田字西畑 1 1 番	雑種地	136
6	南相馬市鹿島区南右田字西畑 1 2 番	山林	170
7	南相馬市鹿島区南右田字西畑 1 4 番 1	畑	1,185
8	南相馬市鹿島区南右田字西畑 1 5 9 番	畑	540
9	南相馬市鹿島区南右田字西畑 1 6 0 番	畑	146
10	南相馬市鹿島区南右田字西畑 1 6 1 番	畑	771
11	南相馬市鹿島区南右田字西畑 1 6 2 番	雑種地	61
12	南相馬市鹿島区南右田字西畑 1 6 3 番	田	2,748
13	南相馬市鹿島区南右田字蛭田 1 0 1 番	田	1,922
14	南相馬市鹿島区南右田字蛭田 1 0 4 番	田	549
15	南相馬市鹿島区南右田字踏切 1 1 9 番	田	3,138
16	南相馬市鹿島区南右田字谷地 5 0 番 1	山林	73
17	南相馬市鹿島区南右田字谷地 5 1 番	畑	570
18	南相馬市鹿島区南右田字谷地 5 7 番 1	田	1,693
合計(m ²)			17,189.48

別紙 2

議案第 59 号 財産の取得について
 防災集団移転促進事業 移転促進区域（南右田地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m ²)
1	南相馬市鹿島区南右田字高畑 1 3 2 番	畑	505
2	南相馬市鹿島区南右田字中ノ内 8 2 番	宅地	1,343.92
3	南相馬市鹿島区南右田字中ノ内 8 3 番	宅地	245
4	南相馬市鹿島区南右田字中ノ内 1 4 1 番	田	3,008
5	南相馬市鹿島区南右田字中ノ内 1 4 2 番	田	2,998
6	南相馬市鹿島区南右田字中ノ内 1 4 3 番	田	2,253
7	南相馬市鹿島区南右田字中ノ内 1 4 5 番	畑	637
8	南相馬市鹿島区南右田字中ノ内 1 5 8 番	畑	202
9	南相馬市鹿島区南右田字前畑 8 9 番	田	2,289
合計(m ²)			13,480.92

議案第 60 号 財産の取得について
 防災集団移転促進事業 移転促進区域（下渋佐地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m ²)
1	南相馬市原町区下渋佐字赤沼 3 2 0 番	雑種地	2,178
2	南相馬市原町区下渋佐字赤沼 3 2 1 番	雑種地	3,008
3	南相馬市原町区下渋佐字赤沼 3 3 3 番	雑種地	604
4	南相馬市原町区下渋佐字赤沼 3 3 7 番	雑種地	197
合計(m ²)			5,987